

# 令和6年度 山口県強度行動障害支援者養成研修（実践研修）開催要領

## — 下 関 会 場 —

### 1 目的

生活環境への著しい不適応行動を頻繁に示す強度行動障害を有する方の障害特性の理解に基づく適切な支援の考え方を基礎研修で学んだ職員に対し、より実践的な研修により、適切な障害特性の評価及び支援計画の作成などができる人材養成を目的とする。

### 2 実施主体

社会福祉法人 下関市社会福祉協議会

(山口県強度行動障害支援者養成研修指定研修事業者)

### 3 受講対象者及び定員

#### (1) 受講対象者

強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）を修了した者、または強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）を修了する見込である者で、以下のいずれかに該当する者

- ・ 障害福祉サービス事業所等において、強度行動障害を有する知的障害者（自閉症等を含む）、精神障害者等の支援を行っている者
- ・ 障害福祉サービス事業所等と連携し強度行動障害のある児童生徒の支援に当たる特別支援学校の教師

#### (2) 定員 42名

※申込者が定員を超えた場合は、法人又は学校（以下「法人等」という）からの優先順位等を考慮して受講者を決定する。

### 4 研修期間

令和6年9月11日（水）～9月12日（木）

### 5 研修内容

別紙「研修カリキュラム」のとおり

### 6 研修会場

下関市社会福祉センター（山口県下関市貴船町三丁目4番1号）

### 7 申込方法について

別紙「受講申込書」に必要事項を記入の上、法人等ごとにとりまとめて、**郵送**で申し込む

## 9 申込期限

**令和6年5月10日(金)必着**

## 10 申込先

〒751-0823 下関市貴船町三丁目4番1号

社会福祉法人 下関市社会福祉協議会 担当：早川、花元

TEL：083-232-2035 FAX：083-232-3434

Email：s-station@shimoshakyo.or.jp

## 11 受講者の決定

受講の可否については、受講決定通知を法人等へ通知する。

## 12 修了証書

研修の全日程を受講した者に対し、修了証書を交付する。

## 13 受講料

15,000円（2日間合計）

## 14 その他

- (1) 申込者が定員を超えた場合は、法人等からの優先順位等を考慮して受講者を決定しますので、あらかじめご了承ください。なお、受講者の変更については、申込期間中のみ可能で、受講決定後の変更はできません。
- (2) 受講料納付後のキャンセルについては、受講料の返還は行いません。キャンセルの理由等によっては、受講決定後であっても、受講者の変更により対応しますので、事前に申込先（問い合わせ先）まで連絡をお願いします。
- (3) 受講申込書に記載された個人情報は、名札・名簿の作成、修了証書の作成等、今回の研修に関する目的でのみ使用し、他の目的で使用することはありません。

令和6年度山口県強度行動障害支援者養成実践研修カリキュラム  
— 下関会場 —

1日目

時間	内容
9:00～	受付
9:30～9:40	研修のねらい
9:40～11:40	(講義)支援を組み立てるための基本 ・強度行動障害の支援に必要な知識
11:40～12:40	休憩
12:40～13:40	(演習)アセスメントの方法 ・具体的なアセスメントの方法
13:50～15:50	(演習)アセスメントの方法 ・障害特性に基づくアセスメント
16:00～17:00	(演習)手順書の作成 ・アセスメントに基づく支援手順書の作成(1)
17:00～17:10	今後の見通しについて

2日目

時間	内容
9:00～	受付
9:30～11:30	(演習)手順書の作成 ・アセスメントに基づく支援手順書の作成(2)
11:30～12:30	休憩
12:30～14:00	(演習)記録の分析と支援手順書の修正 ・記録の方法 ・記録の分析と支援手順書の修正
14:10～15:10	(講義)組織的なアプローチ ・組織的なアプローチの重要性
15:10～15:40	(講義)実践報告 ・チームによる支援の実際
15:50～16:50	(演習)関係機関との連携 ・関係機関(医療機関等)との連携方法

\*時間、内容は変更になる可能性があります。あらかじめご了承ください。